

議案第 8 号

手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり定める。

手数料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(和光市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 和光市印鑑条例（昭和 5 1 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 1 2 条の 2 <u>登録した印影の変更、登録証の再交付及び証明書の交付に係る手数料は、和光市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）の定めるところによる。</u></p>	<p>(手数料)</p> <p>第 1 2 条の 2 証明書の交付に係る手数料は、和光市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）の定めるところによる。</p>

(和光市下水道条例の一部改正)

第 2 条 和光市下水道条例（昭和 5 5 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第 1（第 8 条の 2 関係）			別表第 1（第 8 条の 2 関係）		
事項	単位	金額	事項	単位	金額
(略)			(略)		
土地境界証明	(略)	3 0 0 円	土地境界証明	(略)	2 0 0 円
その他の証明		3 0 0 円	その他の証明		2 0 0 円

(和光市手数料条例の一部改正)

第 3 条 和光市手数料条例（平成 1 2 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改

正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） (1)～(12) (略) (13) 住民関係				別表（第2条関係） (1)～(12) (略) (13) 住民関係			
事項	単位	金額	備考	事項	単位	金額	備考
住民票補助簿の閲覧	(略)	3,000円	(略)	住民票補助簿の閲覧	(略)	2,000円	(略)
住民票の写しの交付		300円		住民票の写しの交付		200円	
印鑑登録証明書の交付				印鑑登録証明書の交付			
登録した印影の変更 又は印鑑登録証の再交付				戸籍附票の写しの交付			
戸籍附票の写しの交付				(略)			
(略)							
(14) 税務関係				(14) 税務関係			
事項	単位	金額	備考	事項	単位	金額	備考
課税証明	(略)	300円	(略)	課税証明	(略)	200円	(略)
納税証明				納税証明			
営業証明				営業証明			
固定資産評価証明		300円		固定資産評価証明		200円	
固定資産課税（補充）台帳記載事項証明		300円		固定資産課税（補充）台帳記載事項証明		200円	
固定資産課税台帳の閲覧		300円		固定資産課税台帳の閲覧		200円	
公図の写しの交付		300円		公図の写しの交付		200円	
(15) 建設関係				(15) 建設関係			
事項	単位	金額		事項	単位	金額	
(略)				(略)			
用途地域証明	(略)	300円		用途地域証明	(略)	200円	
納税猶予の特例適用の農地等該当証明				納税猶予の特例適用の農地等該当証明			
土地境界証明				土地境界証明			
道路幅員証明				道路幅員証明			
(16) 農業関係				(16) 農業関係			
事項	単位	金額	備考	事項	単位	金額	備考
農家証明	(略)	300円	(略)	農家証明	(略)	200円	(略)
農地転用許可・受理証明				農地転用許可・受理証明			
引き続き農業経営を行っている旨の証明				引き続き農業経営を行っている旨の証明			
耕作証明				耕作証明			
農地台帳の閲覧		300円		農地台帳の閲覧		200円	
農地台帳記録事項要約書の交付				農地台帳記録事項要約書の交付			
(17) その他				(17) その他			

事項	単位	金額	事項	単位	金額
その他の証明	(略)	300円	その他の証明	(略)	200円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和光市印鑑条例、和光市下水道条例及び和光市手数料条例の規定は、平成30年7月1日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。この場合において、郵送等の方法により申請が行われたときは、当該申請が市に到達した日に申請があったものとみなす。

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

手数料の見直しに伴い、関係条例の規定を整備したいので、地方自治法第96条第1項第1号及び第227条の規定により、この案を提出するものである。